

## (市ケ谷大学院)5月8日以降の新型コロナウイルスへの対応について

### 1. はじめに

2023年5月8日(月)より、新型コロナウイルス(以下「新型コロナ」)は感染症法において5類に位置付けられました。これにより、罹患者に対する外出制限がなくなり、濃厚接触者の特定・外出制限も廃止されます。

しかしながら、新型コロナは学校保健安全法にて「学校において予防すべき感染症(次ページ 5. を参照)」として出席停止の対象に位置付けられていることから、新型コロナに罹患した場合は、引き続き出席停止としますので、下記の案内をよく読んで、必要な対応をとってください。

### 2. 新型コロナウイルスに罹患した場合

①新型コロナと思われる症状が出た場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キット(厚生労働省が認可しているものに限る ※ )にて感染したか否かを確認してください。

※ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html) をご参照ください。

新型コロナに罹患していた場合 : 下記②へ

新型コロナに罹患していなかった場合: 次ページ 4. へ

②新型コロナに罹患していた場合は、「診断書(発症日が記載されたもの)」を発行してもらうか、「陽性判定が出た抗原検査キット」の写真を撮影しておいてください(ペンなどで検査キットに検査日・氏名を記入し、検査キットのパッケージと一緒に撮影してください。)

③症状が軽快した後に、所定の Google フォームに入力してください。

【市ケ谷大学院】感染症罹患報告および罹患に伴う授業欠席配慮申請フォーム(2023年度)

<https://forms.gle/oHcSDcUFiYKbrgqWA>

(症状が軽快した後、あるいは治癒後でないと、出席停止期間が確定しませんので、症状軽快後のご連絡をお願いしております。)

④大学院事務にて Google フォームの内容を確認後、申請者本人へ『欠席配慮願』を発行します。

『欠席配慮願』は、申請者本人の「大学メールアドレス」宛に Eメール添付にてお送りします。

※即日の発行はできない場合がございますので、予めご了承ください。

※法務研究科(法科大学院)、イノベーション・マネジメント研究科では、事務から履修している授業科目の担当教員に連絡いたしますので、「欠席配慮願」の発行希望の有無に拘わらず、発行はいたしません。

⑤Eメール送付の際に併せて「授業担当教員への配慮依頼方法」について、ご案内いたします。

### 3. 家族など身近な方が新型コロナウイルスに罹患した場合

新型コロナウイルス罹患患者との「濃厚接触者」という定義はなくなります。

しかしながら、感染している可能性がある点を踏まえ、ご自身で以下の対策・配慮をお願いいたします。

- ・ご自身の体調にお気を付けいただく。
- ・一定期間(7日間が目安)不織布マスクを着用いただく。

### 4. 新型コロナウイルスと思われる症状が出たが、罹患していなかった場合

この場合には出席停止とはなりません。まずは、体調第一にお過ごしください。

また、検査結果が「偽陰性」であった可能性も踏まえ、一定期間は不織布マスクを着用するなど、感染予防対策を行ってください。

### 5. 参考:学校において予防すべき感染症の種類

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血症、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス、鳥インフルエンザ(H5N1 型)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1型)および新型インフルエンザ等感染症を除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

以上